

2020年4月28日

都道府県士会
生涯教育制度推進担当者 各位
生活行為向上マネジメント推進担当者 各位

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部 部長 藤井 浩美
副部長 岩佐 英志
生涯教育委員会 委員長 高木 勝隆
MTDLP 士会連携支援室 室長 西井 正樹

MTDLP 研修の講師基準等について (通知)

日頃は、各士会におきまして、生涯教育制度運営にご理解とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。2020年度のMTDLP研修制度の講師に関して、下記の通り示します。ご確認の上、MTDLP研修の運営をよろしくお願い致します。

記

① MTDLP 基礎研修の講師基準について

- ・ MTDLP 指導者

(その他の要件にて講師を決定する際は、現職者選択研修・運用マニュアルに準じてください)

② MTDLP 事例検討会のファシリテーター要件について

- ・ MTDLP 指導者
- ・ MTDLP 研修修了者であって、士会からの推薦が得られる者^{※1}

(ただし、事例発表を生涯教育制度現職者共通研修「10. 事例発表」に読み替える場合には、ファシリテーターが生涯教育制度基礎研修を修了していること)

※1：協会事務局への申請は必要ありません。

以上

一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局 三上 直剛

E-mail : mtdlp-master@jaot.or.jp